

公共工事における入札金額内訳書の提出について（お知らせ）

平成27年2月

このことについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正を受け、建設業者は平成27年4月1日より公共工事の入札の際、その金額にかかわらず、入札金額内訳書の提出を義務付けられることとなりました。

つきましては、狭山市発注の工事入札のすべてにおいて、内訳書を提出いただくこととなりますので、留意のうえ、入札に参加してください。

なお、内訳書の取り扱いについては、下記のとおりです。

記

1 提出対象工事

平成27年4月1日以降に開札するすべての工事の1回目入札時。

2 様式

「入札情報公開システム」の発注図書ファイルに添付いたしますので、システムからダウンロードしてください。

3 提出方法

電子入札システムの入札書画面の「内訳書」欄に添付してください。やむを得ず入札書を書面で提出する場合は、入札書と一緒に内訳書も書面で提出してください。

4 その他

提出にあたっては、工事名等の記入漏れがないか、内訳書の合計金額が入札金額と異なっていないか等を十分確認してください。内訳書に不備があった場合は、入札を無効とする取り扱いとなります。

（参 考）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

（入札金額の内訳の提出）

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。